

## 石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組として、出会いの機会が少ない独身の男女のために、団体等が地域資源を活用しながら結婚に対する意識向上を図る取組等を実施する結婚等支援事業に対し、予算の範囲内において石巻市結婚等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚活事業 結婚につなげる機会を提供する事業をいう。
- (2) 恋活事業 男女の出会いの機会を提供する事業をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、石巻市を拠点として活動する次に掲げる団体とする。

- (1) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、石巻市が結婚等支援事業と認定した事業で、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 婚活事業

- ア 独身の男女各10人以上の参加が見込まれるものであること。ただし、男性参加者については、市内居住者に限るものとする。
- イ 参加者向けの事前セミナー及びフォローアップ等を行うこと。
- ウ 開催場所は市内とし、地域資源を活用して実施するものであること。
- エ 参加者から参加料を徴収すること。
- オ 公序良俗に反し、又は社会通念上不適切であると判断される内容を含まないこと。

(2) 恋活事業

- ア 独身の男女各15人以上の参加が見込まれるものであること。ただし、男性参加者については、市内居住者に限るものとする。
- イ 男女間の交流に対する意識の向上を図る内容であること。
- ウ 開催場所は市内とし、地域資源を活用して実施するものであること。
- エ 参加者から参加料を徴収すること。
- オ 公序良俗に反し、又は社会通念上不適切であると判断される内容を含まないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助対象事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額から参加料及びその他収入の総額を控除した額とし、補助限度額を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、石巻市結婚等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、石巻市結婚等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、石巻市結婚等支援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助対象経費の増減が30パーセント以内である場合

(2) 補助目的に関係のない事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、石巻市結婚等支援事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により、当該補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助団体は、補助事業が完了した日若しくは中止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、石巻市結婚等支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（事業の実施を証する写真を含む。）

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、石巻市結婚等支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市結婚等支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助団体に補助金の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第14条 補助団体は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付決定を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日告示第44号）

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日告示第536号）

この告示は、令和3年7月31日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
婚活事業	報償費、旅費、消耗品費、車両燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保	1 補助対象事業につき30万円
恋活事業	険料、使用料、賃料、その他市長が必要と認めるもの	1 補助対象事業につき15万円

様式第1号（第6条関係）

石巻市結婚等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

所在地

団体名

代表者名

石巻市結婚等支援事業補助金の交付を受けたいので、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

所在地  
団体名  
代表者名

石巻市結婚等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市結婚等支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金は、本事業の目的以外に使用することはできない。
- (2) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は中止する場合には、市長の承認を得ること。
- (3) 市長が補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うときは、協力すること。
- (4) 石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) 前各号のことを守らないときは、本決定を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

様式第3号（第8条関係）

石巻市結婚等支援事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市結婚等支援事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止）したいので、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止）の内容及び理由

2 変更の時期又は中止予定年月日

（注） 変更（中止）する内容及び理由を立証する書類を添付すること。

所在地  
団体名  
代表者名

石巻市結婚等支援事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市結婚等支援事業変更（中止）承認申請については、下記のとおり承認することに決定したので、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

1 承認内容

2 変更後の交付決定額 金 円

3 その他

様式第5号（第9条関係）

石巻市結婚等支援事業実績報告書

年 月 日

石巻市長 （あて）

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市結婚等支援事業補助金については、下記のとおり実施したので、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実施報告書（事業の実施を証する写真を含む。）
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類



様式第6号（第10条関係）

石巻市結婚等支援事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

所在地  
団体名  
代表者名

石巻市長



年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付の決定をした石巻市結婚等支援事業補助金について、下記のとおり確定したので、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金確定額 金 円

年 月 日

石巻市長 （あて）

所在地

団体名

代表者名

㊤

年 月 日付け 第 号で確定（石巻市（ ）指令第 号で交付決定）通知のあった石巻市結婚等支援事業補助金について、石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり精算（概算）払によって交付されたく請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金確定（交付決定）額 金 円

3 既受領額 金 円

4 今回請求額 金 円

5 残額 金 円

6 補助金振込先

金融機関名	
種目・口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	